

# (仮称)宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止条例 骨子案

## 1 条例の名称（題名）

- (仮称)「宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止条例」

## 2 前文

表現の自由に配慮しつつ、インターネット上の誹謗中傷等や災害時等における情報流通の社会の状況等を踏まえ、本県でインターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例を制定する意義や必要性について明示します。

具体的な内容については、条文案の作成段階において検討します。

## 3 総則に関する事項

### (1) 目的

- この条例は、インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害を防止し、県民の誰もが加害者にも被害者にもならないよう、県、県議会、県民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的に推進し、もって県民が安心して生活し、及び情報を流通させることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (2) 定義

- 人種等の属性  
人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向、ジェンダーアイデンティティその他の属性をいう。
- 人権侵害情報  
以下に掲げるものを含む情報その他の情報であって、当該情報が流通することで他人の権利を侵害すると認められるものをいう。
  - ・ 誹謗中傷
  - ・ 通常他人に知られたくない個人に関する事項であって、特定の個人を識別できると認められるもの
  - ・ 人種等の属性を理由とした不当な差別的取扱いをすることを助長し、若しくは誘発すると認められる言動又は侮辱

### (補足)

※「誹謗中傷」とは、一般に「他人の社会的評価又は人格的利益を不当に低下させ、又は害するおそれのある表現行為」のことをいいます。

○ 人権侵害行為

特定電気通信(特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成13年法律第137号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する特定電気通信をいう。以下同じ。)により人権侵害情報を流通させることをいう。

(補足)

※「特定電気通信」とは、インターネット上のSNSや電子掲示板等において不特定多数の方に受信されることを目的とする電気通信のことを指します。ただし、テレビのように、公衆が直接受信する通信は除かれます。

○ 被害者

人権侵害行為により平穏な日常生活又は経済活動等を害された者をいう。

○ 行為者

人権侵害行為により被害者を発生させた者をいう。

○ インターネットリテラシー

インターネット上の利便性、危険性及び基本的なルールやマナーを理解し、インターネット上の情報を正しく取捨選択し、情報を適正に発信し、並びにインターネット上のトラブルを回避して、インターネットの特性を正しく活用する能力をいう。

### (3) 県の責務

○ 県は、人権侵害行為の防止に関する施策及び被害者を支援するための施策並びに行行為者が再び誹謗中傷等を行うことを抑制するための施策(以下「人権侵害行為防止・被害者支援施策等」という。)を実施するものとする。

### (4) 県議会の責務

○ 議会及び議員は、この条例の趣旨にのっとり、不断の研鑽によりインターネットリテラシーの向上に努め、県民の範となって活動し、及び行動するものとする。

### (5) 県民の役割

○ 県民は、人権侵害行為は許されないものであるとの認識を深め、これを行わないようインターネットリテラシーの向上に努めるとともに、国、県及び市町村が実施する人権侵害行為防止・被害者支援施策等に協力するよう努めるものとする。

### (6) 事業者の責務

○ 事業者は、人権侵害行為の防止及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、国、県及び市町村が実施する人権侵害行為防止・被害者支援施策等に協力するよう努めるものとする。

## 4 施策に関する事項

### (1) インターネットリテラシーの向上

- 県は、県民及び事業者の人権尊重の理念に対する理解の促進及び特定電気通信の利用に関するリテラシーの向上を図るため、人権侵害行為の防止に関する啓発、教育その他必要な施策を実施するものとする。

### (2) 相談支援

- 県は、被害者の心理的負担の軽減等を図るため、人権侵害行為に関する相談体制を整備するとともに、必要に応じて、次に掲げる支援を行うものとする。
  - ・ 相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言
  - ・ 専門的な知識又は技能を有する者の紹介
  - ・ その他被害者の相談対応として必要な事項

(補足)

- ※「相談体制を整備」とは、インターネット上の誹謗中傷等による被害に遭われた方等が電話やメール等で相談することができる先を設置することを指しています。
- ※「相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言」とは、情報流通プラットフォーム対処法等の法制度を前提にした発信者情報の開示請求やプラットフォーム事業者に対する人権侵害情報の削除措置を講じるよう申出を行う手続に関し、必要な情報を提供・助言すること等を想定しています。
- ※「専門的な知識又は技能を有する者の紹介」とは、損害賠償等の法的措置を前提とした弁護士・法テラスの紹介、心理的負担の軽減を前提とした臨床心理士等の紹介、その他相談内容に適切に対応することができる知識や技能を有する者(機関)を紹介することを想定しています。

### (3) 削除要請等

- 知事は、特定の個人(県内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。以下同じ。)若しくは当該個人により構成される集団又は県内の特定の地域に関する人権侵害情報が特定電気通信により流通していることが明らかであり、その流通による被害者からの申出があったときその他必要があると認めるときは、特定電気通信役務提供者(法第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)に対する当該人権侵害情報の削除の要請又は国その他の関係機関に対する当該人権侵害情報の通報を行うことができる。
- 知事は、削除の要請をするときは、特定電気通信により情報を流通させる者の表現の自由その他の国民の権利を不当に侵害しないよう留意するものとする。

(補足)

- ※「特定電気通信役務提供者」とは、SNS 事業者、掲示板運営者、ブログサービス提供者、動画投稿サイト運営者等のプラットフォーム事業者のことをいいます。
- ※「削除の要請」は、特定の個人等に関する人権侵害情報が SNS やインターネット上の掲示板で流通していることが明らかな場合に、その被害者からの申出等により、知事がプラットフォーム事業者に対し、人権侵害情報を削除する措置を講じるよう求めることです。この「削除の要請」は、行政指導に該当します。

#### **(4) 説示又は助言**

- 知事は、削除の要請又は国その他の関係機関に対する通報を行ってもなお当該人権侵害情報が削除されない場合で、当該人権侵害行為を行った者が明らかであり、必要があると認めるときは、その者に対し、必要な説示又は助言をすることができる。

(補足)

※「説示」とは、プラットフォーム事業者に対する「削除の要請」等を行ってもなお、その人権侵害情報が削除されない場合で人権侵害行為を行った者が明らかで必要があると認めるときは、知事がその人権侵害行為を行った者に対し、当該人権侵害情報の削除に向けた通知をすることです。一般に「説示」とは、事理を説明して理解させることで相手の改善を促す行為を指し、「助言」とともに、行政指導に該当します。

#### **(5) 削除要請等の基準**

- 知事は、削除の要請又は説示若しくは助言については、基準を別に定めるものとする。
- 知事は、削除の要請又は説示若しくは助言に係る基準を定めるに当たっては、表現の自由その他の国民の権利を不当に侵害しないように留意するものとする。
- 知事は、削除の要請又は説示若しくは助言に係る基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

#### **(6) 災害等の発生時における風説の流布の防止**

- 県は、災害の発生、感染症のまん延その他緊急事態の発生時(以下「緊急事態発生時」という。)において人権侵害行為を防止し、及び社会秩序を維持するため、緊急事態発生時において、人権侵害行為を助長し、又は誘発するおそれのある風説及び虚偽であることが明らかであり不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれのある風説の流布を防止するための対策その他の必要な施策を講ずるものとする。

### **5 体制整備等に関する事項**

#### **(1) 宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会(仮称)**

- インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害の防止に係る重要事項を調査審議するため、宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 委員会は、インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害の防止に係る重要事項に関し、知事に意見を述べるることができる。

その他委員会の組織、委員長・副委員長、会議等に関し、規定します。  
具体的な内容については、条文案の作成段階において検討します。

#### **(2) 連携協力**

- 県は、人権侵害行為防止・被害者支援施策等を円滑に実施するため、国、市町村、支援団体その他の関係機関と連携協力を図るものとする。

### **(3) 議会への報告等**

- 知事は、毎年度、次に掲げる事項を議会に報告するとともに、公表するものとする。
  - ・ 削除の要請又は国その他の関係機関に対する通報に係る前年度の実施状況
  - ・ 説示又は助言に係る前年度における実施状況
  - ・ 本条例に関する県の施策の実施状況
  - ・ その他知事が必要と認める事項

### **(4) 財政上の措置**

- 県は、人権侵害行為防止・被害者支援施策等を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### **(5) 委任**

- この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。